

8世紀後半の荷札木簡の書風雑考

山下信一郎

I はじめに

古代の文字の導入とその受容の在り方は、文化や芸術の継承の在り方として重要であることは論をまたないが、その次元に留まるものではない。文字は何よりも統治技術の一環として律令官人が用いたものである以上、文字受容の在り方は、古代国家による律令制導入の一環として検討すべき問題でもある。そこで明らかとなる特徴は、古代国家の特質の一端を理解するうえで重要なものではないか。そうした認識のもと、古代都城から出土する荷札木簡の書風の変遷を明らかにする基礎的作業として、8世紀後半代の荷札木簡において書風の変遷が窺えるものを取りあげてみたい。

II 7世紀以降8世紀代における書風の変遷に関する先行研究

書風変遷の全体的な流れと都城出土木簡 まず、古代の書風の変遷を概観しよう。書風とは文字の書きぶり、趣のことで、主に、文字の結体（文字の形態、姿かたち）と筆勢（運筆の強弱、遅速によって生じる勢い）により判断してきた。7世紀以降8世紀代の古代日本における書風の変遷は、金石文、写経、正倉院文書等の史料をもとに、3時期に区分することができる¹。

第1期（7世紀から8世紀初め）は、隋以前・魏晋南北朝時代の中国の書風に影響を受けた六朝風の書風が支配的な時期である。その特徴は、隸書を思わせる丸みを帯びた字体（円筆）であり、文字の最終画の強調（磔法）もみられる。第2期（8世紀前半期）は、中国の初唐風の書風が日本に浸透した時期である。筆をおさえ部分で明確におろし、筆を引く部分で力を抜くというメリハリのある運筆（三過折）が明瞭となった端正な楷書を特徴とする。瘦勁・シャープな印象を与え、角ばった直線を主とする字体（方筆）であり、縦長の結体を呈する。第3期（8世紀後半以降）は、天平勝宝年間頃以後、盛唐の書風が日本に受容されたもので、肉太で豊麗、力感に溢れたものとされる。

このような書風の時期区分を都城出土の木簡に当てはめると、第1期に当たる藤原宮・京出土木簡では、全体的には六朝風の書風であるが、それまで顕著であった円筆や磔法の強調などの古拙な印象は少なくなり、楷好の書風の流入もみられる。次に平城宮・京跡出

土木簡では、和銅末年頃までは古い六朝風の趣が残っていたが、養老年間を転換期として、神亀年間頃から第2期に当たる初唐風の書風が普及した。その特徴は、初唐風の三過折をもつ典型的な端正な楷書である。地方の国衙から上申される正税帳・計会帳等の国衙上申文書、国衙で作成された租税の荷札なども同様の傾向であり（国衙様書風、国衙的書風とも（鬼頭1993））、中央集権体制の整備の一環として、国衙行政内の文書処理を改善すべく国史生の身分が整えられ、初唐風書風が地方へ伝播したものとされる。

以上、7世紀以降8世紀代の書風の変遷を概観したが、本稿における問題関心は、第3期書風というものが都城出土木簡、特に荷札木簡に出現するのか、である。従来、第2期から第3期への変化や第3期の在り方については、具体的に説かれたことは少なかったのではないだろうか。

そもそも、第1期の六朝風から第2期の初唐風への書風の変化は、書風の画期として劇的なものである一方、第2期から第3期への変化は、第2期の特徴であった楷好な書という基本的特徴を維持しながら、肉太で豊麗な筆勢に変化するものであって、前代ほど劇的な変化とは言えまい。また、木簡は、典籍や経典類などとは異なる日常の書記の世界であり、当時最新の第3期書風が直接・同時に木簡の書風に反映されにくいことが十分考えられる。さらに、第3期に相当する奈良時代後半期の木簡は、長屋王家木簡や二条大路木簡など大量の木簡が出土している奈良時代前半期に比べ量的にまだ少ないと等の諸事情もあると思う。

鬼頭清明『木簡』の整理と課題 こうしたなか、荷札木簡の書風の変遷を論じたものとして、以下に紹介する鬼頭清明氏の研究が挙げられる（鬼頭1990）。鬼頭氏が説く書風の時期変遷は、本稿でも踏襲しているものである。

- (ア) 平城宮出土の貢納物荷札の書風には、「楷好の書で三過折をもった端正な書風」と、「それぞれの国・郡などで多少の特性をもったもので、やや行書に近いものか、あるいは楷好の書ではあっても三過折をもっていないもの」の2つのタイプがあること。
- (イ) 前者のような国衙的書風にも、時代的変化はあるはずであり、現状では第2期に当たる木簡が多いが、第3期になれば、その楷好の書もやや肉体・重厚なものに変わってもよいはずである。しかし、第3期に相当する木簡では国衙的書風のものは例が少なく、その変遷をたどるまで至っていないこと。
- (ウ) 後者の貢納物荷札の地域ごとの特殊性については、例えば、参河国幡豆郡篠嶋・析嶋の贊木簡では、同一郡内でもよく似た書風が行われていたこと。もちろん時代差もあり、第1～第3期の様相、すなわち、六朝風の古様の書風から、シャープな書風へ、さらに肉太重厚な書風へと変化していること。
- (エ) このような郡ごとのまとめりは、荷札が郡衙機構によって作成されたこと。各郡に

は土着の書記官が代々伝えた書風の癖のようなものがあったことが推定されること。したがって、国衙で作成されたものも、国衙的書風として一括されるとはいえ、国ごとに多少の個性をもっていた可能性があること。

以上に紹介した鬼頭氏による荷札木簡の書風に関する整理は、その後、長屋王家木簡・二条大路木簡はじめ多数の木簡が出土した今日においても、基本的には継承されるべきものと考える。荷札木簡の書風を国衙的書風と地域ごとの特性を有するものとの2つに区分する点は、誠に卓見である。しかし、ここで一考を要すると思うのは、荷札木簡における第3期の実態把握についてである。

鬼頭氏は、荷札木簡の2つに大別された類型各々に第1期から第3期に至る時期的変遷を見通された。ただ、鬼頭氏が（イ）で指摘されたように、国衙的書風の木簡について、第3期に相当する木簡では国衙的書風のものは例が少なく、その変遷をたどるまでには至っていない、とされている点を、追究していく必要がある。また、鬼頭氏は（ウ）地域的特性のある荷札木簡の件に関する第3期の書風の具体例として、神護景雲3年（769）4月17日銘木簡（『平城宮木簡』7-11861号）を図23として挙げられた。この木簡の書風に関する鬼頭氏の指摘に異論はないが²、しかし、これは荷札木簡ではなく、物品請求に関する文書木簡であるので、改めて荷札木簡の具体例を提示する必要がある。

以上の状況を踏まえ、本来であれば、諸国の荷札木簡全体を通覧し、8世紀前半代の書風とは異なる8世紀後半代の木簡を逐一抽出していく作業が必要となるが、その膨大な作業を行うだけの余裕がない。そこで、本稿では初步的作業として、同国同郷の荷札木簡において変化を窺うことが可能だと思われる、尾張・伊予の個別事例を提示することしたい。また、鬼頭氏が説かれた地域ごとの特性を有する荷札木簡の事例に関して、参河国のこと例を取りあげてみたい³。なお、木簡の出典に関して、『平城宮木簡』は『平城宮』、『平城宮発掘調査出土木簡概報』は『城』、『西隆寺発掘調査報告書』は『西隆寺』、『長岡京木簡』は『長岡京』と略す。

III 荷札木簡の書風の比較検討

尾張国知多郡富具郷の事例 まず、尾張国知多郡富具郷の調塩木簡を素材として、天平年間から奈良時代後半にかけての書風の変化を追うこととする（図1）。

◇平城宮小子門地区 SD5100

①・尾張国知多郡富具郷野間□^{〔里カ〕}

・塩三斗 十月五日

(197) × 24 × 7 039 『平城宮』 3-3080



図1 尾張国荷札木簡 ①② 1 : 0.45 ③④ 1 : 0.6

◇平城宮内裏北方官衙地区 SK820

- ②・□具郷野間里和尔部臣牟良御調塩
 〔富カ〕
 〔平カ〕
 ・□□元年十月十九日郷長和尔部安倍 (239) × 28 × 3 059 『平城宮』 1-318

◇平城京左京三条二坊八坪 二条大路濠状遺構(南) SD5100

- ③・尾張国知多郡富具郷野間里丸部安麻呂
 調一斗 天平七年八月 275 × 37 × 4 031 『城』 22-20上 (174)

◇平城宮内裏東方東大溝地区 SD2700

- ④・尾張国智多郡富具郷和尔部臣人足
 調塩三斗天平勝寶七歳九月十七日 (198) × 28 × 3 033 『城』 19-20下 (166)

①②③はともに郷里制下の木簡である。木簡①には年紀がないが、藤原宮木簡の書風に類似し、文字はやや木訥とした感を残している。「十」の字に三過折が認められるようである。それに比べ、天平元年(729)と考えられる木簡②では書風が一変し、運筆に力をもった、楷好の書風である。また、天平7年(735)銘の木簡③は、筆の穂先を用いた肉細の運筆であり、文字を右上がりに書く癖がある。三過折もあまり見受けられず、全体的に古拙な印象をうける。これらの木簡①②③に比べて、天平勝宝7歳(755)銘の木簡④の書風は大きく異なり、全体として流麗な運筆による楷書となっている。このように、以上の知多郡富具郷の調塩木簡から、8世紀前半から後半に至る書風の変遷を具体的に把握することが可能であり、書風第1期から第2期への発展過程を示すものと言えよう。木簡④については、8世紀後半の書風の様相を示す一例としてあげておきたい。

伊予国越智郡朝倉郷の事例 次に、伊予国越智郡朝倉郷に関わる長岡京木簡と平城宮木簡の比較を行う(図2)。

◇平城宮跡内裏北外郭東北部 SD2700

- ⑤伊予国越智郡旦倉郷同里□ (143) × 25 × 6 039 『城』 16-3 上 (48)

◇平城宮内裏東方東大溝地区 SD2700

- ⑥伊与国越智郡□奴美村塩一尻 165 × 21 × 3 031 『城』 19-26上 (270)

◇長岡京跡左京三条二坊八町 SD5202

- ⑦伊与国越智郡朝倉村千縫乙万呂戸白米五斗白 191 × 20 × 4 031 『長岡京』 2-871

- ⑧伊与国越智郡朝倉村物部家公戸白米伍斗 171 × 21 × 4 031 『長岡京』 2-872

- ⑨伊与国越智郡旦倉村秦足国戸白米伍斗 170 × 18 × 4 031 『長岡京』 2-873

- ⑩伊与国越智郡橘樹郷戸主他戸益万呂戸白米伍斗白 214 × 28 × 4 031 『長岡京』 2-869

平城宮出土木簡には、郷里制下の時期に属する「旦倉郷同里」と記した木簡⑤、朝倉郷ではないが⑥同郡「□奴美村」と記したものがある。木簡⑤が楷書を意識しつつもやや端正さを欠き、木簡⑥は行書の風を有する肉太の書である。これらの平城宮跡出土木簡の事



図2 伊予国荷札木簡 1:0.6

例に比べ、長岡京跡出土⑦～⑩木簡の書風は、一見して肉太豊満な筆致であり、奈良朝後半の写経の風（あえて例示するとすれば、賢愚経 大聖武など）を思わせ、いかにも第3期書風の影響が示唆されるものである。木簡⑩は朝倉郷ではなく同郡橋樹郷の木簡であるが、その書風も同様である。奈良時代後半代の書風の特徴を示すものの一つとして、長岡京木簡の例を挙げておきたい。

参河国幡豆郡熊来郷の事例 最後に、参河国幡豆郡熊来郷の木簡を取りあげたい。但し、尾張・伊予国の事例のような、同郡同郷木簡による比較検討のための良好な素材が、管見の限り見当たらない。ここでは視点を変え、鬼頭氏が指摘した荷札木簡の書風の2つのタイプを念頭におき、幡豆郡篠嶋・析嶋御贊木簡と対比的に取りあげ、将来的な検討に備えたいと思う（図3）。

◇平城宮跡内裏北方官衙地区 SK820

(11) 参河国播豆郡篠嶋海部供奉七月料御贊參籠 〈並佐米〉 (() は割書)

338×31×4 011 『平城宮』 1-365

◇平城宮第一次大極殿院西辺 SD3825BまたはC

(12) 参河国播豆郡析嶋海部供奉□^(去カ)天平十八年十二月料御贊佐米□「臚六斤」

285×21×4 031 『平城宮』 7-12814

◇西隆寺跡東門地区 SX033・035

(13)・参河国幡豆郡熊来郷物部馬万呂五斗

・ 景雲元年十月十日 168×19×6 032 『西隆寺』 32

(14)・幡豆郡熊来郷物部馬万呂五斗

・ 景雲元年十月十日 174×24×4 011 『西隆寺』 33

(15)・□郡熊来郷物部馬万呂五斗

・ 景雲元年十月十日 (152)×18×3 059 『西隆寺』 34

析嶋・篠嶋の御贊木簡としては、平城宮跡内裏北方官衙地区SK820で出土した海部の贊木簡⑪は、第2期書風の特徴とされる国衙様書風をよく示す。また、第一次大極殿院西辺で出土した天平18年（746）銘の木簡⑫も端正・シャープな国衙的書風である。この木簡は、参河国幡豆郡の贊木簡で年紀を記す唯一の事例とされる。本稿の視点からすれば、奈良時代後半代の当該御贊木簡と比較したいところであるが、奈良時代後半代の好事例が管見の限りなく、比較検討ができない状況である。

一方、西隆寺跡（東門跡地区）から出土した神護景雲元年10月銘の幡豆郡熊来郷の木簡⑬⑭⑮の3点は、同筆で同年月の荷札木簡であり、白米の貢進に関わるものとされている。その書風は、木簡⑪⑫のような国衙的書風に属する類型の荷札木簡とは異なることが一見して明らかである。当該木簡の書風は、鬼頭氏の言う地方的な特徴を有するものの範疇であり、やや肉太な筆致等からみて奈良時代後半の書風の影響をうけている可能性もある。ただ、やはり比較できる熊来郷の同種事例の木簡が管見の限り現状でないため、時期的変遷に関する評価をすることが難しいのが現状である。

以上の篠嶋・析嶋の御贊木簡、熊来郷の白米木簡により、幡豆郡における荷札木簡の2つのタイプの事例の存在が確認できるわけであるが、時期的変遷に関しては今後の史料の増加をまって検討すべきことが課題であることを確認して後考に備えたい。



図3 參河国荷札木簡 1:0.6

IV おわりに

以上、8世紀前半代の書風とは異なる特徴をもつと認められる8世紀後半代の木簡を取りあげてみた。これらの事例には、伊予国のように第3期書風の影響を示唆するものも含まれるが、奈良時代後半期に第3期書風が荷札木簡にどの程度浸透していたかは、史料的な制約があり、今後の木簡史料の蓄積によって明らかになるものと言うべきである。提示した木簡を根拠に、当該国郡において、第3期書風が広く浸透していたなどと説くことは早計である。

ただ、今回、3か国を含む諸国荷札木簡を幾ばくか通覧してみたが、管見の限り、第3期書風として積極的に取りあげるべき荷札木簡の事例をなかなか見いだせなかった。そのことを踏まえて、本稿最後に若干の憶測を述べておきたい。「はじめに」で述べたように、初唐風書風の採用は、新文化の伝播・流行による摂取という文化・芸術上の次元だけではなく、律令国家による律令法典を初めとする諸制度の継受の一環として理解されるべき事象である。鬼頭氏が指摘された国衙的書風の浸透は、中国的な律令文書行政を遂行していく上で、従来の六朝風の書風を用いるのではなく、初唐風の書風を用いることが欠かせないものと、律令国家それ自体が判断したからにはかならない⁴。かかる背景のなか、戸籍・計帳といった長期保管の公文書だけでなく、一過性の性格の強い荷札木簡の書風に至るまで、初唐風書風が広く採用されていったのである。もちろん、律令法典等の導入と定着に比べれば、新書風の受容と定着には半世紀近い年月がかかった。それは、当時の人々の手と目に旧書風が6世紀以来の長い歴史をもって在來の生活文化に深く定着していたからであろう⁵。

これに比べ、第3期の書風は、当時最先端の唐の書風が流入したものであるが、それはまず書籍・写經類、僧侶等知識階級の書状等において出現するものであり、最新の文化・文芸の流入という側面が大きく、8世紀前半の初唐風書風の導入時のような律令行政への導入という画一的な政策意図は希薄であったのではないか。また、第3期の書風は第2期の書風の特徴である端正な楷書を基礎として生じた変化であった。ゆえに、荷札木簡の書記の世界においては、盛唐風の新書風を積極的に導入しなくとも、律令文書行政の事務は十分に足りたのではなかろうか。当然ながら官人のなかには第3期書風を体得した者も存在し、次第に第3期書風の影響を受けた荷札木簡が出現していくことは想像に難くないが、荷札木簡の作成・使用に際して、第3期書風を積極的に用いようとする意識は、全体として薄かったのではないかと憶測しておきたい。

書風の研究は個人的印象の域に陥る危険があり、客觀性の担保が難しい分野であることを深く自覚しつつ、擱筆する。諸賢の批正を庶幾う次第である。

註

- 1 古代の書風については、以下の文献を参照。神田喜一郎 1964「正倉院の書蹟の概観」、内藤乾吉 1964「正倉院古文書の書道史的研究」、田山信郎 1964「正倉院文書管見」、いずれも宮内庁正倉院事務所編 1964『正倉院の書蹟』 日本経済新聞社に収録。田中塊堂 1965「写経所と写経生の書風」、和田軍一 1965「正倉院の書蹟」、いずれも下中邦彦編 1965『書道全集9日本1大和・奈良』 平凡社に収録。堀江知彦 1975「飛鳥・奈良時代の書風」坂本太郎等監修・今井庄次等編『書の日本史1』 平凡社。また、木簡の書風については、以下の文献を参照。田中稔 1978「白鳳・奈良初期の書風の変遷について」『ミュージアム』330 東京国立博物館 pp.4-9、鬼頭清明 1993「木簡の書風」『古代木簡の基礎的研究』 塙書房 pp.53-94（原題 同氏 1978「八世紀国衙上申文書の書風について」『研究論集』IV 奈良国立文化財研究所）、同氏 1990『考古学ライブラリー57 木簡』 ニュー・サイエンス社、東野治之 1977「木簡の書風について」、同氏 1977「王羲之の手本」、いずれも同氏 1977『正倉院文書と木簡の研究』 塙書房 pp.115-122、pp.225-236に所収、同氏 1983「藤原宮木簡の書風について」、同氏 1983「白鳳時代における欧阳詢書風の受容」、いずれも同氏 1983『日本古代木簡の研究』 塙書房 pp.283-299に所収、同氏 1994「文字を書く人々」『書の日本史』 岩波書店 pp.59-110に所収。
- 2 本木簡の書風について、「大きく肉太で、やわらかみがあり、むしろ同時期の写経の文字のおもむきとかようところがある」（坂本太郎等監修 1975『書の日本史1』 平凡社 pp.266-267、加藤優氏執筆）との指摘もあり、鬼頭氏が第3期とされること自体は妥当だと考える。
- 3 尾張・参河国関係木簡に関しては愛知県史編さん委員会 1999『愛知県史 資料編6 古代1』において、刊行時点までの荷札を含めた関係木簡の図版が集成されており、全体を通覧することが可能である。
- 4 近年、黒田洋子氏は、書が芸術である前に社会のなかで情報を伝達する実用的な役割があるとし、唐の楷書体の成立は、隋唐という統一国家において文書行政の拡大をはじめ、文字の急速な需要拡大による大量処理が行われるようになり、楷書体はそれを担うべく編纂された書体であるとされた。傾聴すべき見解である。同氏 2021「楷書体について」古瀬奈津子編『古代日本の政治と制度—律令制・史料・儀式—』 同成社 pp.188-211。
- 5 杉本一樹 2001「搖籃期における書の諸相—飛鳥白鳳の書と金石文—」『日本古代文書の研究』 吉川弘文館 pp.183-184。

挿図出典

- 図1 : ①②③④は奈良文化財研究所所蔵写真
 図2 : ⑤⑥は奈良文化財研究所所蔵写真、⑧⑩は財団法人向日市埋蔵文化財調査センター・向日市教育委員会 1993『長岡京木簡』 2 PL.30、31
 図3 : ⑪⑫は奈良文化財研究所所蔵写真、⑬⑭⑮は西隆寺跡調査委員会 1976『西隆寺発掘調査報告書』 図版22、図版24